

令和5年度施工
公示用
業務説明書

業務名 道路標識点検調査業務

札幌市 建設局 土木部 道路維持課

業務名 道路標識点検調査業務

一金内訳

総委託費	_____
業務価格	_____
消費税等相当額	_____

業務説明

1 業務の概要

本業務は、附属物（標識、照明施設等）点検要領に基づき、道路標識を点検し、道路標識の維持管理に係る基礎データ収集を行うものである。

2 業務の期間

契約締結日より 令和6年3月13日 までとする。

3 業務概要

【業務対象】

道路標識（中央区）	200基
道路標識（厚別区）	123基
道路標識（清田区）	118基
道路標識（南区）	102基
道路標識（門型）	20基

【業務内容】

（1）計画準備	1式
（2）点検調査	1式
（3）打合せ	1式
（4）点検調書作成	1式

4 仕様書

別紙、仕様書のとおり

道路標識点検調査業務 仕様書

1 業務の目的

本業務は、札幌市管内の道路標識（門型・F型・逆L型等）に対して、高所作業車を使用しての近接目視点検及び打音検査を実施するとともに、近接目視点検の結果などから必要に応じて板厚測定（超音波パルス反射法よる）を実施し、今後の維持管理に資する情報の収集・整理を目的とする。

2 担当技術者

担当技術者とは、業務を担当する者のうち、受託者に所属し、かつ受託者が定めた者をいい、屋外における業務に際しては、使用人等（協力者又はその代理人若しくはその使用人、その他これに準ずるものを含む。）に適宜、安全対策、環境対策、衛生管理、地元関係者に対する対応等の指導及び協力を行うとともに、業務が適正に遂行されるように、管理及び監督しなければならない。

なお、業務着手時に担当技術者に関する事項等について、委託者に通知すること。

※担当技術者が下記「4. 点検員及び資格要件」における点検員の資格要件を満たす場合は、兼務可能とする。

3 点検員及び資格要件

点検員とは、点検作業班を統括し、点検補助員との連絡を密にして点検漏れ等のないように点検調査を実施・管理し、損傷度の評価、対策区分の判定、健全性の診断を行う者をいう。

また、点検員は以下のいずれかの資格を有し、必要な登録を行っていることを条件とする。

なお、業務着手時に、資格保有者であることを証明できる書類の写しを提出すること。

- 技術士〔総合技術監理部門（建設 - 鋼構造物及びコンクリート）又は(建設-道路)〕
- 技術士〔建設部門（鋼構造物及びコンクリート）又は(道路)〕
- RCCM〔(鋼構造及びコンクリート)又は(道路)〕
- 国土交通省登録技術者資格

業務区分	施設分野
点検	橋梁（鋼橋）
診断	橋梁（鋼橋）

国土交通省登録技術者資格〔公共工事に関する調査及び設計等の品質確保に資する技術者資格登録規程（平成26年国土交通省告示第1107号）に基づき、国土交通省が登録した資格〕のうち、上記「業務区分・施設分野」に該当する資格

※国土交通省登録技術者資格による場合は、業務区分毎に点検員を定めること。

（各業務区分の資格条件を満たすのであれば、点検員は兼務可能）

※国土交通省登録技術者資格一覧（国土交通省ホームページ）

http://www.mlit.go.jp/tec/tec_tk_000098.html

4 業務項目 及び 内容

本業務の業務項目 及び 各項目の内容は、下表の通りとする。

作業区分	区分		作業の範囲等
業務計画	業務計画		業務の目的・主旨を把握した上で、業務内容を確認し、業務概要・実施方針・業務工程・業務組織計画・打合せ計画・成果品の内容、部数・使用する主な図書及び基準・連絡体制（緊急時含む）等の事項について、業務計画書（照査計画書を含む）を作成する。
	資料収集 事前調書作成		点検対象物の関連資料の収集・整理を行い、現地において立地環境等を確認するとともに、収集した資料と現地との整合性についても確認を行う。また、札幌市の道路標識に係るシステムの概要を理解し、最終的なデータ整理の方法等を立案・確認する。
	路線巡視		業務区域の路線巡視により、位置図および調書と現地の状況との整合性について確認し、その結果を基に位置図および調書を精査する。
現地調査	緊急対応		点検中、緊急の対応を必要とする重大な変状等が発見された場合は、速やかに業務担当者に連絡する。
	定期 点検	現況 調査	高所作業車を使用し、近接目視・触診による点検を行う。変状や異常のある場合は、ボルトマーキングを行い、点検調書に記録し、必要に応じてボルトのゆるみの再締め付け等を行う。
		打音 検査	点検用ハンマーを使用し、ボルト等に対して打音検査を行う。
	詳細 点検	詳細 調査	支柱基部等に著しい腐食が確認された場合は、担当者との協議の上、超音波パルス反射法による板厚計測を実施する。
点検調書	点検調書作成		国土交通省 道路局の「附属物（標識、照明施設等）点検要領」に準じて、施設台帳・点検調査票・変状位置図・変状写真等の整理を行う。
照 査	点検結果の 照査・検討		点検調査票、変状位置図、点検写真票等による判定区分の照査、および追加調査（詳細調査、試験、計測等）の必要性などについて検討する。

5 業務対象施設

別添一覧表のとおり（道路案内標識 543 基、門型標識 20 基）

※令和 4 年末時点での情報であり、現状と相違があった場合は、業務主任と協議すること。

6 打合せ

本業務における打合せは、初回・中間・最終の計 3 回とする。

7 点検に関する留意事項

- (1) 応急措置は、テーピング・番線での仮固定等、緊急を要する場合に限って行う。
- (2) 緊急報告は、倒壊の可能性がある、歩行者や車両への危険が切迫している場合に、その場から電話で区土木部、道路維持課へ一報を入れ、「緊急報告一覧表」に報告日や対応状況などを取りまとめ、後日提出する。
- (3) 防食テープ施工箇所は、業務主任に確認の上、取り除くこと。
- (4) 合いマークは基部及びデザイン支柱の継手部に施工する。
- (5) 詳細調査は別紙 1「支柱基部の板厚調査について」により行い、支柱基部においては点検を強化する。
- (6) (5) による詳細調査当初数量は、「前回点検時支柱判定Ⅱ・Ⅲのもの」を計上しているため、腐食状況により実施数量に変更が有る場合は打合せ簿にて業務主任と協議をすること。
また、判定Ⅰにおいても支柱基部等に著しい腐食が確認された場合は、担当者と協議の上、詳細調査を実施する。
- (7) 小ボルトの欠損箇所については、新材料にて補填する。
※新材料の費用については受託者負担とする。
- (8) ステンレスバンド固定箇所について、支給品にて固定し直す。
※区土木部より支給
- (9) 支柱本体の再塗装の有無を確認し、塗装種類が塗装式及び溶融亜鉛メッキ式か確認する。
- (10) 特徴的なデザイン式の道路標識柱又は飾り具等が施された支柱は、飾り具等の落下の危険性も考えられるため、十分に注意し確認すること。
- (11) 点検結果は施設ごとの健全性、部材ごとの健全性、経過年数による健全性について取りまとめ、判定区分Ⅰ～Ⅳの分布から状況報告や比較検討を行うこと。また、前回点検評価から改善または悪化した主要因について業務報告書にまとめること。
- (12) 高所作業車により目視が困難な部位に対しては、適宜伸縮支柱付きカメラなどを用い、全部位の確認を行うものとする。

8 成果品

以下の成果品を納品すること。

- (1) 報告書（業務概要書、業務報告書） … 2部
- (2) 点検表（Ⅲ・Ⅳ判定）・点検一覧表 … 1部
- (3) 電子データ（DVD-R等） … 2部

※電子データは Excel (xlsx) 及び PDF ファイル形式も併せて提出する。

- (4) その他、業務担当者が必要と認めたもの

提出書類の形式と提出時期は下表のとおりとする。

成果品	電子データ (DVD-R等)	紙データ (両面出力)	提出時期
業務概要書	○ (Excel 及び PDF) ※1	○	計画準備時
業務報告書	○ (Excel 及び PDF)	○	成果品納品時
点検表（共通様式）	○ (Excel)	○ (Ⅲ・Ⅳ判定のみ)	成果品納品時
点検一覧表（共通様式）	○ (Excel)	○ (抜粋し出力) ※2	成果品納品時
緊急報告一覧表（共通様式）	○ (Excel) ※1	不要	適宜
業務月報	○ (Excel・Word 及び PDF) ※1	不要	毎月はじめ
打合せ簿（共通様式）	○ (Excel・Word 及び PDF) ※1	不要	適宜

※1 成果品納品時の電子データにも含める。

※2 位置、構造、設置環境、点検情報と総合評価及びコメント欄のみ抜粋し出力

9 諸法令の遵守について

- (1) 受託者は、本業務の実施にあたっては、関係諸法令を遵守すること。
- (2) 受託者は、本業務に関する事項及び作業上知り得た一切の事項について、これを外部に漏洩してはならない。
- (3) 受託者は、この契約による業務を処理するに当たって個人情報を取り扱うこととなった際には、別記「個人情報の取扱いに関する特記事項」を守らなければならない。

10 環境への配慮

本業務においては、本市の環境マネジメントシステムに準じ、環境負荷低減に努めること。

両面コピーの徹底やミスコピーを減らすことで、紙の使用量を減らすよう努めること。

自動車等を使用する場合は、できるだけ環境負荷の少ない車両を使用し、アイドリングストップの実施など環境に配慮した運転を心がけること。

業務に係る用品等は、札幌市グリーン購入ガイドラインに従い、極力ガイドライン指定品を使用すること。

11 その他

- (1) 点検を実施するにあたっては、業務主任及び関係機関と十分に協議し実施すること。
- (2) 点検中に、緊急の対策を必要とする損傷が発見された場合は、速やかに区土木部及び業務主任に報告し、指示を得ること。
- (3) 本業務において著しい損傷が発見された場合は、業務内で詳細調査等の対応を行うことを原則とする。調査の手法については、損傷の状況を踏まえたうえで業務主任と協議し、決定すること。また、対応措置についても業務主任及び区土木部と協議し取りまとめること。
- (4) 本業務における点検結果並びに成果品については、本市の同意なくして使用してはならない。
- (5) 本業務に疑義が生じた場合は、業務主任と協議すること。

12 準拠資料

- (1) 小規模付属物点検要領 平成 29 年 3 月 国土交通省 道路局
- (2) 附属物（標識、照明施設等）点検要領 平成 31 年 3 月 国土交通省 道路局

支柱基部の板厚調査について

支柱基部は支柱の中で最も応力が集中する箇所となるため、この箇所の腐食状況を管理することが支柱の健全性を判定するうえで非常に重要となる。塗装の塗替え等により外見が一見健全に見えても、内部の腐食による倒壊の危険性があるため、板厚調査による残存板厚を測定する。

支柱基部においては、目視点検の評価を3段階から**2段階評価**とし（表1）、**腐食**が確認された場合、詳細点検（板厚調査）を実施する。

表1 目視点検による損傷程度の評価

区分	状態	発錆状況 (支柱基部)
a	損傷が認められない	腐食が無い
c	損傷が認められる	—
e	損傷が大きい	腐食が有る

※1 「発錆が著しい」とは
 ・すべての部材及び点検箇所において、腐食による板厚減少が懸念される場合
 ・ただし、支柱基部においては、下記の①または②がe判定の場合
 ①外部に腐食が有る（e判定）
 ②内部に腐食が有る（e判定）

※2 「外観の異常」とは
 ・鋼部材にき裂、破断、変形、欠損、孔食等が生じている場合
 ・ただし、支柱基部においては※1と同様の場合

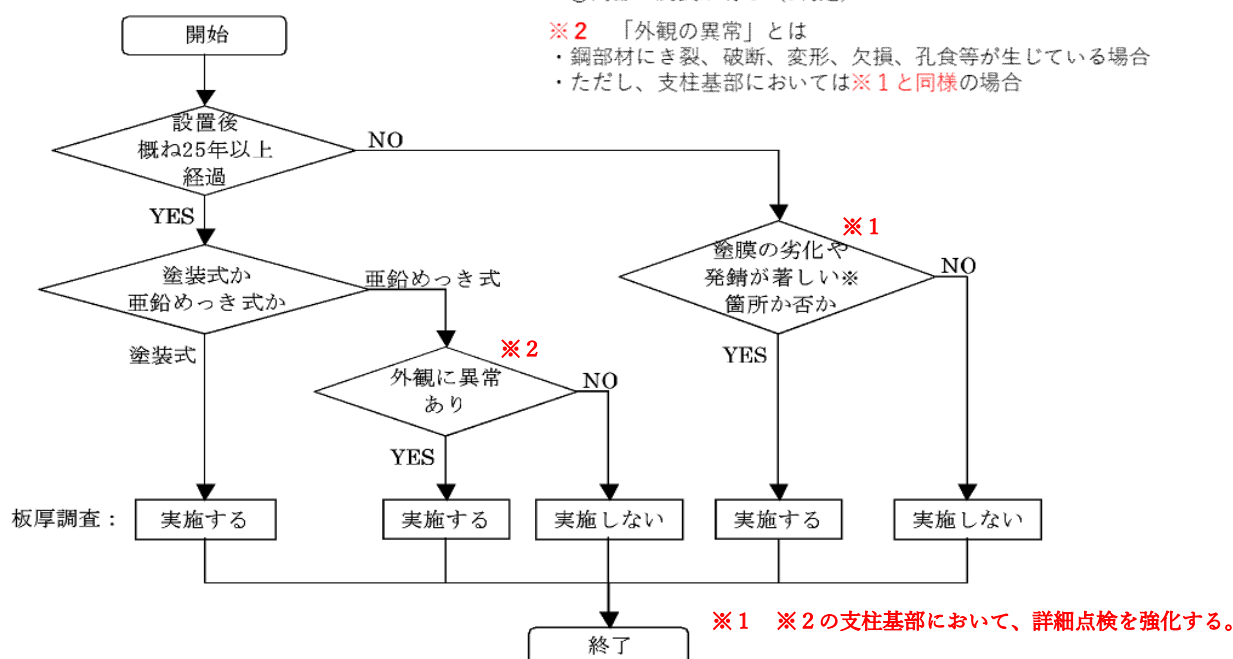


図-解 8-13 板厚調査を実施する附属物の選定フロー

門型標識一覧表

	管理番号	設置路線名	設置住所	設置年月
1	1003122001	主要道道宮の沢北一条線	中央区北5条西25丁目	昭和54年 3月
2	1004332001	大通北線	中央区大通西2丁目	平成23年 3月
3	1004333001	大通北線	中央区大通西1丁目	平成23年 3月
4	1001295001	主要市道真駒内篠路線	中央区南6条西1丁目	平成21年 3月
5	1001111001	南14条中央線	中央区南15条西1丁目	平成10年 3月
6	2000649001	主要道道札幌当別線	北区篠路町拓北	平成10年 3月
7	2002722001	一般道道樽川篠路線	北区新琴似7条15丁目	平成 3年 3月
8	2003285001	主要道道札幌北広島環状線	北区屯田町724	平成16年 3月
9	2004090001	北大環状線	北区北19条西13丁目	平成11年 3月
10	2004596001	北15条線	北区北14条西4丁目	平成 8年 3月
11	2002052001	新琴似6番線	北区麻生町9丁目	平成27年 3月
12	4500769001	大谷地4号線	厚別区大谷地東2丁目	平成25年 4月
13	4504050001	一般道道真駒内御料札幌線	厚別区大谷地東5丁目	平成21年10月
14	5500133001	札幌東部新道2号線	厚別区上野幌3条1丁目	平成12年 3月
15	7003139001	西野線	西区西町南8丁目	平成23年12月
16	6004963001	主要道道小樽定山溪線	南区定山溪	平成 5年 3月
17	6002713001	主要道道西野真駒内清田線	南区川沿1条1丁目	平成10年 3月
18	6000113001	主要道道西野真駒内清田線	南区川沿1条1丁目	平成10年 3月
19	6003060001	川沿石山連絡線	南区石山1条2丁目	平成 4年 3月
20	6003121001	川沿石山連絡線	南区石山1条2丁目	平成 5年 3月

【別記】

個人情報の取扱いに関する特記事項

(個人情報の保護に関する法令等の遵守)

第1条 受託者は、「個人情報の保護に関する法律」(平成15年法律第57号。以下「個人情報保護法」という。)、個人情報保護委員会が定める「個人情報の保護に関する法律についての事務対応ガイド(行政機関等向け)」(以下「事務対応ガイド」という。)、
「札幌市情報セキュリティポリシー」等に基づき、この個人情報の取扱いに関する特記事項(以下「特記事項」という。)を遵守しなければならない。

(管理体制の整備)

第2条 受託者は、個人情報(個人情報保護法第2条第1項に規定する個人情報をいう。以下同じ。)の安全管理について、内部における管理体制を構築し、その体制を維持しなければならない。

(管理責任者及び従業者)

第3条 受託者は、個人情報の取扱いに係る保護管理者及び従業者を定め、書面(当該書面に記載すべき事項を記録した電磁的記録を含む。以下同じ。)により委託者に報告しなければならない。

- 2 受託者は、個人情報の取扱いに係る保護管理者及び従業者を変更する場合の手続を定めなければならない。
- 3 受託者は、保護管理者を変更する場合は、事前に書面により委託者に申請し、その承認を得なければならない。
- 4 受託者は、従業者を変更する場合は、事前に書面により委託者に報告しなければならない。
- 5 保護管理者は、特記事項に定める事項を適切に実施するよう従業者を監督しなければならない。
- 6 従業者は、保護管理者の指示に従い、特記事項に定める事項を遵守しなければならない。

(取扱区域の特定)

第4条 受託者は、個人情報を取り扱う場所（以下「取扱区域」という。）を定め、業務の着手前に書面により委託者に報告しなければならない。

2 受託者は、取扱区域を変更する場合は、事前に書面により委託者に申請し、その承認を得なければならない。

3 受託者は、委託者が指定した場所へ持ち出す場合を除き、個人情報を定められた場所から持ち出してはならない。

(教育の実施)

第5条 受託者は、個人情報の保護、情報セキュリティに対する意識の向上、特記事項における従業者が遵守すべき事項その他本委託等業務の適切な履行に必要な教育及び研修を、従業者全員に対して実施しなければならない。

2 受託者は、前項の教育及び研修を実施するに当たり、実施計画を策定し、実施体制を確立しなければならない。

(守秘義務)

第6条 受託者は、本委託業務の履行により直接又は間接に知り得た個人情報を第三者に漏らしてはならない。

2 受託者は、その使用する者がこの契約による業務を処理するに当たって知り得た個人情報を他に漏らさないようにしなければならない。

3 前2項の規定は、この契約が終了し、又は解除された後においても、また同様とする。

4 受託者は、本委託等業務に関わる保護管理者及び従業者に対して、秘密保持に関する誓約書を提出させなければならない。

(再委託)

第7条 受託者は、やむを得ない理由がある場合を除き、本委託等業務の一部を第三者へ委託（以下「再委託」という。）してはならない。

2 受託者が再委託する場合には、あらかじめ委託者に申請し、委託者から書面により承諾を得なければならない。

3 受託者は、本委託等業務のうち、個人情報を取り扱う業務の再委託を申請する場合には、委託者に対して次の事項を明確に記載した書面を提出しなければならない。

- (1) 再委託先の名称
- (2) 再委託する理由
- (3) 再委託して処理する内容
- (4) 再委託先において取り扱う情報
- (5) 再委託先における安全性及び信頼性を確保する対策
- (6) 再委託先に対する管理及び監督の方法

4 受託者は、前項の申請に係る書面を委託者に対して提出する場合には、再委託者が委託者指定様式（本契約締結前に受託者が必要事項を記載して委託者に提出した様式をいう。）に必要事項を記載した書類を添付するものとする。

5 委託者が第2項の規定による申請に承諾した場合には、受託者は、再委託先に対して本契約に基づく一切の義務を遵守させるとともに、委託者に対して再委託先の全ての行為及びその結果について責任を負うものとする。

6 委託者が第2項から第4項までの規定により、受託者に対して個人情報を取り扱う業務の再委託を承諾した場合には、受託者は、再委託先との契約において、再委託先に対する管理及び監督の手段及び方法について具体的に規定しなければならない。

7 前項に規定する場合において、受託者は、再委託先の履行状況を管理・監督するとともに、委託者の求めに応じて、その管理・監督の状況を適宜報告しなければならない。

（複写、複製の禁止）

第8条 受託者は、本委託等業務を処理するに当たって、委託者から提供された個人情報が記録された資料等を、委託者の許諾を得ることなく複写し、又は複製してはならない。

（派遣労働者等の利用時の措置）

第9条 受託者は、本委託等業務を派遣労働者、契約社員その他の正社員以外の労働者に行わせる場合は、正社員以外の労働者に本契約に基づく一切の義務を遵守させなければならない。

2 受託者は、委託者に対して、正社員以外の労働者の全ての行為及びその結果について責任を負うものとする。

(個人情報の管理)

第10条 受託者は、本委託等業務において利用する個人情報を保持している間は、事務対応ガイドに定める各種の安全管理措置を遵守するとともに、次の各号の定めるところにより、当該個人情報の管理を行わなければならない。

- (1) 個人情報を取り扱う事務、個人情報の範囲及び同事務に従事する従業者を明確化し、取扱規程等を策定すること。
- (2) 組織体制の整備、取扱規程等に基づく運用、取扱状況を確認する手段の整備、情報漏えい等事案に対応する体制の整備、取扱状況の把握及び安全管理措置の見直しを行うこと。
- (3) 従業者の監督・教育を行うこと。
- (4) 個人情報を取り扱う区域の管理、機器及び電子媒体等の盗難等の防止、電子媒体等の取扱いにおける漏えい等の防止、個人情報の削除並びに機器及び電子媒体等の廃棄を行うこと。
- (5) アクセス制御、アクセス者の識別と認証、外部からの不正アクセス等の防止及び情報漏えい等の防止を行うこと。

(提供された個人情報の目的外利用及び第三者への提供の禁止)

第11条 受託者は、本委託等業務において利用する個人情報について、本委託等業務以外の目的で利用し、又は第三者へ提供してはならない。

(受渡し)

第12条 受託者は、委託者と受託者との間の個人情報の受渡しを行う場合には、委託者が指定した手段、日時及び場所で行うものとする。この場合において、委託者は、受託者に対して個人情報の預り証の提出を求め、又は委託者が指定する方法による受渡し確認を行うものとする。

(個人情報の返還、消去又は廃棄)

- 第13条 受託者は、本委託等業務の終了時に、本委託等業務において利用する個人情報について、委託者の指定した方法により、返還、消去又は廃棄しなければならない。
- 2 受託者は、本委託等業務において利用する個人情報を消去又は廃棄する場合は、事前に消去又は廃棄すべき個人情報の項目、媒体名、数量、消去又は廃棄の方法及び処理予定日を書面により委託者に申請し、その承諾を得なければならない。
- 3 受託者は、個人情報の消去又は廃棄に際し委託者から立会いを求められた場合は、これに応じなければならない。
- 4 受託者は、前3項の規定により個人情報を廃棄する場合には、当該個人情報が記録された電磁的記録媒体の物理的な破壊その他当該個人情報を判読不可能とするのに必要な措置を講じなければならない。
- 5 受託者は、個人情報を消去し、又は廃棄した場合には、委託者に対してその日時、担当者名及び消去又は廃棄の内容を記録した書面で報告しなければならない。

(定期報告及び緊急時報告)

- 第14条 受託者は、委託者から、個人情報の取扱いの状況について報告を求められた場合は、直ちに報告しなければならない。
- 2 受託者は、個人情報の取扱状況に関する定期報告及び緊急時報告の手順を定めなければならない。

(監査及び調査)

- 第15条 委託者は、本委託等業務に係る個人情報の取扱いについて、本契約の規定に基づき必要な措置が講じられているかどうか検証及び確認するため、受託者及び再委託者に対して、実地の監査又は調査を行うことができる。
- 2 委託者は、前項の目的を達するため、受託者に対して必要な情報を求め、又は本委託等業務の処理に関して必要な指示をすることができる。

(事故時の対応)

- 第16条 受託者は、本委託等業務に関し個人情報の漏えい等の事故（個人情報保護法違反又はそのおそれのある事案を含む。）が発生した場合は、その事故の発生に係る帰責の有無にかかわらず、直ちに委託者に対して、当該事故に関わる個人情報の内容、

件数、事故の発生場所、発生状況等を書面により報告し、委託者の指示に従わなければならない。

- 2 受託者は、個人情報の漏えい等の事故が発生した場合に備え、委託者その他の関係者との連絡、証拠保全、被害拡大の防止、復旧、再発防止の措置を迅速かつ適切に実施するために、緊急時対応計画を定めなければならない。
- 3 委託者は、本委託等業務に関し個人情報の漏えい等の事故が発生した場合は、必要に応じて当該事故に関する情報を公表することができる。

(契約解除)

第17条 委託者は、受託者が特記事項に定める業務を履行しない場合は、特記事項に関連する委託等業務の全部又は一部を解除することができる。

- 2 受託者は、前項の規定による契約の解除により損害を受けた場合においても、委託者に対して、その損害の賠償を請求することはできないものとする。

(損害賠償)

第18条 受託者の責めに帰すべき事由により、特記事項に定める義務を履行しないことにより委託者に対する損害を発生させた場合は、受託者は、委託者に対して、その損害を賠償しなければならない。